

# 「第6次山形県保健医療計画」の策定について

## 保健医療計画策定の趣旨

- 保健医療提供体制の確保を図るため、これまで5次にわたる計画を策定
- 医療提供の量（病床数）の管理とともに、質（医療連携）の向上を推進
  - 基準病床数の設定
  - 疾病及び事業ごとの医療連携体制の整備

## 保健医療を取り巻く環境

- 特に医療や介護の需要が高い後期高齢者の割合が、団塊の世代が後期高齢者となった後の平成42年には21.9%となり、25年間で1.7倍の増加
- 医療現場では、依然として医師・看護師不足が深刻
- 精神疾患や発達障がい等の増加、医療技術の進歩など保健医療を取り巻く社会情勢が大きく変化

## 第6次計画において充実、強化した点

### 精神疾患も加えた医療連携体制の構築

患者数の状況（計画に記載すべきいずれの4疾病よりも多いこと）や医療連携の必要性（病院、診療所、訪問看護等の連携）等から、これまでの4疾病5事業（※）に加え、認知症も含めた精神疾患についても医療連携体制を構築（→5疾病5事業へ）

※がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害時における医療、へき地の医療

### 地域での生活を支える在宅医療・介護の連携体制の構築

医療ニーズが高い高齢者の一層の増加が見込まれる中、本人や家族の希望に応じ、生活の質を確保しつつ、住み慣れた地域での療養生活を支えるため、在宅医療・介護等の連携体制を構築

### 総合的な医師・看護師等確保対策の推進

医療現場における医師、看護師不足が依然として深刻であることから、「生涯サポートプログラム」等に基づき、総合的な医師、看護師確保対策を推進

### 健康長寿やまがたの実現

生活の質を向上させる「健康長寿やまがた」の実現に向け、望ましい食生活の定着、生活習慣病や骨粗鬆症の予防、早期発見、早期治療の充実など、健康づくり県民運動を推進

### 障がい児療育の充実

発達障がい等の増加を踏まえ、県立障がい児入所施設を活用した身近な療育相談支援機能を強化するとともに、県立総合療育訓練センターにおける相談体制や重症心身障がい児の受入れ体制を強化

## 「第6次山形県保健医療計画」（案）の概要

### 第1部 総論

#### 第1章 山形県保健医療計画の趣旨

- 1 策定目的：医療提供体制の確保
- 2 基本理念：『誰もが安心して生き生きと暮らせる県づくりに向けた保健・医療・福祉の充実強化』
- 3 基本方向：①県民が安心して暮らせる医療提供体制の整備  
②切れ目のない保健・医療・福祉連携体制の構築  
③生活の質を向上させる「健康長寿やまがた」の実現
- 4 目標年度：平成29年度
- 5 位置づけ：医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画  
保健・医療に関する施策の基本指針となるもの

#### 第2章 保健医療の現状

- 1 人口等の状況
- 2 保健医療資源の状況
- 3 受療の状況

#### 第3章 保健医療圏の設定と基準病床数

- 1 保健医療圏の設定  
二次保健医療圏は、村山、最上、置賜、庄内の4圏域を設定  
三次保健医療圏は、県全域を設定
- 2 基準病床数  
(別紙のとおり)

### 第2部 各論

#### 第1章 県民の視点に立った医療提供体制の整備

- 1 三次及び二次保健医療圏における医療提供体制の整備、地域医療連携の仕組みづくり
- 2 医療圏ごと、医療機関別の機能の明確化と役割分担の促進
- 3 県における医療機関情報の提供など、患者の視点に立った安心な医療の確保
- 4 医療安全相談窓口の役割や院内感染防止対策の徹底など、医療安全対策の推進
- 5 医療機関における医療情報の電子化の促進と総合的なネットワーク化の推進など、医療に関する情報化の促進

#### 第2章 疾病及び事業ごとの医療連携体制の整備

- 1 医療機関相互の機能分担と連携
- 2 5疾病5事業ごとの医療連携体制について、必要とされる医療機能及び目標を記載し、その役割を担う医療機関を具体的に記載  
※5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患  
5事業：小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害時における医療、へき地の医療

#### 第3章 在宅医療の推進

- 1 在宅医療の医療連携体制について、必要とされる医療機能及び目標を記載し、その役割を担う医療機関を具体的に記載
- 2 在宅医療・介護等を基盤とした地域包括ケアシステムの構築

#### 第4章 その他の医療機能の整備

- 1 臓器・骨髄移植の推進と難病患者への支援
- 2 歯科保健医療提供体制の充実
- 3 結核、肝炎、新型インフルエンザ、エイズなど感染症対策の推進

#### 第5章 保健医療従事者の確保と資質の向上

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学・作業療法士など保健医療従事者の確保

#### 第6章 将来の保健医療提供体制の姿と保健医療計画による事業の推進

- 1 保健医療計画の周知と情報公開
- 2 将来の保健医療提供体制の姿（評価目標）
- 3 保健医療計画の推進体制（県、市町村、医療機関、保健医療関係従事者、県民）とそれぞれの役割
- 4 評価目標の進行管理の方法と評価・検討

#### 第7章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み

- 1 望ましい食生活の定着や生活習慣病の予防・早期発見・早期治療など、健康づくりの推進
- 2 介護予防事業の充実や生きがいづくり対策など、高齢者保健医療福祉の推進
- 3 障がい児療育の充実など、障がい者保健医療福祉の推進
- 4 安心して子供を生み健やかに育てるための支援や児童虐待防止対策の充実など、母子保健医療福祉の充実
- 5 保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター、児童相談所及び市町村保健センターの機能強化

### 第3部 地域編

二次保健医療圏ごとの

①医療提供体制、②地域の特徴的な疾病対策、③在宅医療の推進、④保健・医療・福祉の総合的な取り組みに関する施策や目標